

令和7年度 伊予市一般介護予防業務委託仕様書

1 業務名

伊予市一般介護予防業務

2 目的

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号に基づき、介護予防に関する知識を普及、啓発することにより、高齢者が要介護状態となることをできる限り予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

3 対象者

第1号被保険者又は第1号被保険者の介護予防支援のための活動に関わる者とする。

4 実施回数

年6回以上、介護予防に資する教室等を開催する。

5 実施時間

1回につき1時間から1時間30分程度とする。

6 業務内容

介護予防普及啓発事業として、認知症予防やフレイル予防、低栄養予防等をテーマにした講話や実技を実施する。実施にあたっては、対象者の要望を十分に把握したうえで、教室等を適切に企画すること。

(1) 人員に関する基準

ア 従事者の員数

- ・講師（内部講師可）：1名（受講者が20名以下の場合は講師のみでも可）
- ・スタッフ：1名（受講者が20名以上の場合は必置）

イ 他の事業との兼務

本業務実施中の兼務は認めない。

(2) 運営に関する基準

ア 実施内容

(ア) 身体機能に関する教室等と認知機能に関する教室等の両方を実施すること。

- a 身体機能) フレイルの予防やADL・IADL及び生活習慣の改善を目指し、運動・栄養・口腔等の指導を行う。
- b 認知機能) 認知症施策推進大綱に基づいた、施策推進のための認知症普及啓発、

認知症予防講座等を行う。

- c 参加者が自宅で取り組めるトレーニング等を紹介し、開催する教室等以外の場でも継続して健康づくりに取り組めるよう支援する。
- (イ) 教室等において「ミカンまる体操」を実施する。実施にあたっては、DVD や伝達用テキストを活用する。伝達用テキストに記載されているポイントを参加者に伝え、効果的に実施するものとする。
- (ウ) 教室等を開催する上で必要となる教材費等の実費を参加者に請求することができる。

イ 効果検証

- (ア) 態様・意識・行動の変容について、1 回以上の効果検証を実施する。なお、検証方法については問わない。

(参考例)

- ・アンケートを実施し、教室前後の意識や行動の変化を捉える。
 - ・初回と最終実施時の体力測定値（身長、体重、握力、3mTUG、長座体前屈、開眼片足立ち等）を比較する。
 - ・初回と最終実施時の認知機能評価（ファイブコグ等）を比較する。
 - ・教室前後の健診受診や介護度を確認する。
- (イ) 参加者へ検証結果をフィードバックし、参加継続への動機づけにつなげる。
 - (ウ) 検証結果は、事業実施報告書と共に提出する。
 - (エ) 業務の目標や目的を明確化するとともに、検証結果に応じて教室等の見直しを行うこと。

ウ 参加者を増やす取組

対象者が参加しやすくなるよう、2 回以上は、地域の公民館や集会所、通いの場等に出向いて教室を実施すること。または、会場までの送迎を実施すること。

7 報告

四半期に 1 回、報告月の 20 日までに、以下を事業実施報告書として提出する。

- (1) 事業実施報告書（様式第 2 号）
- (2) 記録写真
- (3) 講座で配付・使用した資料
- (4) 参加者名簿

※事業実施報告書は、教室の流れや実施した内容が分かるように具体的に記載すること。

※効果検証を実施した場合は、その結果資料を提出すること。

8 その他

- (1) 伊予市一般介護予防事業実施要綱を遵守する。
- (2) 個人情報の取扱いにつき、関係法令、伊予市条例等を遵守し、厳重に取扱うことともに、その漏えいがないように十分配慮する。
- (3) 事故又は損害賠償が必要な事象が発生した場合は、事故等の状況及び事故等に際してとった処置について記録し速やかに報告を行い、必要な措置を講じる。
- (4) 業務実施中に発生した、参加者及び第三者等に与えた損害については、受注者が一切の責任を負う。
- (5) 事業を受注者に委託することが不相当と認めた時は、本市はこの契約を解除することができる。また、受注者は契約の解除により損害を受けたときにおいても、本市に対し、その損害を請求することができないものとする。
- (6) この仕様書に記述のない事項等については、本市と協議して定めるものとする。